



コロナ禍と家庭裁判所、 これからの家事手続



福島地方裁判所長（前東京家庭裁判所立川支部長（判事））

吉田 徹

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言やまん延防止措置が重なり、これらの期間延長などにより国民生活に大きな影響が及んでいます。会食や旅行、帰省までもが制限され親族に会うこともままならないなど、不自由を強いられている方も多いことと思います。一方で、今後そのまま固定化されるか定かではありませんが、人々の意識や生活習慣、仕事の在り方にも大きな変化がもたらされているようです。

こうした状況の下、夫婦や親子、その他の親族間の身近な紛争の解決を担っている家庭裁判所の現状はどうなっているのでしょうか。当初は新型コロナウイルスに関する知見が定まらず感染防止策も手探りで進めなければならなかったため、緊急の対応を要するもの以外は一時的に手続を止めざるを得ず、国民のみなさまにはご迷惑をおかけしたこともありました。しかし、現在は専門家の意見も聴いた上で必要な感染防止策を講じながら、来庁者の方にご心配をかけない形で手続が進められる日常を取り戻しています。

立川支部に申し立てられた事件の最近の動向を見ますと、令和2年、3年とも事件数に大きな減少のないまま推移しており、かえって人事訴訟事件や成年後見関係事件などは令和3年に入って相当な増加をみえています。日常生活と密着した身近な争い事であるからこそ、生活パターンの変化に応じた新たな紛争が日々生じており、そしてそれを一刻も早く解決して生活の安定や平穏を取り戻したいという当事者の方々の心情が表れたものといえ、家庭裁判所に対する期待とその責任の重さを改めて感じずにはられません。

さて、コロナ禍の下では来庁に支障がある当事者や代理人も少なくないため、家事事件の中心となる調停手続では、電話会議システムを利用し、遠隔地からの手続に参加することが従前にも増して行われています。また、裁判手続のIT化も民事訴訟で先行して始まり、順次他の手続にも拡

大することが検討されており，今後は家事調停におけるウェブ会議システムの試行も予定されているところです。家事事件では当事者が離れて暮らしているため裁判所に足を運ぶことが負担となる場合や，感情的対立が激しく当事者が相手方との接触を避けたい場合も珍しくありません。こうした事件では，ウェブ会議システムを利用することで当事者が遠隔地その他の裁判所外の場所にいながら画像を通して紛争の実情や自身の心情を伝えることができ，調停委員も裁判所において当事者の表情を見ながら意思疎通を図ることも可能となるなど紛争解決に大きな役割を果たすことが期待されています。情報通信手段の発展に即して家庭裁判所の手続の改善を続け利用する国民の皆さんの利便性向上につなげていきたいと考えています。